

6 民生委員児童委員必携



年々、民生委員活動の裾野が広がりを見せる中、それに関わる各福祉施策等の知識習得には大変な労力と時間を要します。

本冊子は、民生委員活動に関わる法令や諸施策の解説、その活動に係る留意点などを詳細に掲載しています。

新任委員には、活動していく上で、事前・事後の学習資料として活用できますので、ぜひ引き継ぎましょう。

●発行：毎年度（全社協出版部・写真は第 57 集）／●配付：県が一括購入の上、全委員に配付

留意点 引き継ぐモノ・コトを整えよう！

「引き継ぎ」といっても、どうやればよいのかわからないことも多いかと思います。また、引き継いでよいものとそうでないものもあります。下記の手順で、整えていきましょう。

点検

P17の「引き継ぎチェックリスト」を活用し、後任者に引き継ぐ資料などを点検します。名簿や台帳、活動記録などは、必要項目が記入されているか、最新の情報が記入されているか点検します。また、客観的な事実以外の記載（メモ書きや噂・伝聞等）がないか点検し、あれば消すようにしましょう。

確認

市町村・地区民児協でも、引き継ぎ方法や内容を確認します。また、名簿や台帳に記載される対象者や家族の方には、委員交代の連絡とあわせて、引き継いでよいことや悪いことをあらかじめ確認しておきましょう。また、この時、必要に応じて、対象者の方に上記「点検」の内容を確認しましょう。

整理

後任者に伝えることを整理します。担当区域の状況や住民との関わり方（頻度や接し方）、協力的な住民など、書類や資料からではわからないことや民生委員としての心構えなど、可能な限り伝えられるように準備しましょう。この時、「（別紙差込み資料）前任者から後任者へ贈る あなたの区域の留意点」をご活用ください。

また、必要に応じて、後任者と一緒に、対象者宅や関係機関に訪問し、顔つなぎをするようにしましょう。



1 活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル



民生委員活動上、活用する機会の多い「活動記録」・「状況報告」・「福祉票」に関する記入マニュアルです。「状況報告」については、これとは別に、各法令・要綱等の詳細を記載した事務局用を作成し、各市町村民児協事務局へ送付しています。

●発行：平成 22 年 12 月／●配付対象：全委員／●データ：県民児協 HP

2 福祉票・ケース記録・状況報告の依頼書（記入用紙）

県民児協では、以前まで「生活困難者世帯票」など、対象者に応じた福祉票（計 11 種類）を使用していましたが、上記①のマニュアル作成を期に改めました。継続・退任問わず、改選を前に改めて記入漏れや変更点等を確認してみましょう。また、状況報告の依頼書も、今後継続的な支援を行うために、後任者へ引き継ぎましょう。

書類上ではわからない、対象者との関わり方や留意点等も、後任者へ伝えられるようにしましょう。



（左）「福祉票」表、（中央）ケース記録、（右）状況報告の依頼書／●データ：県民児協 HP

活動実態調査結果（抜粋）

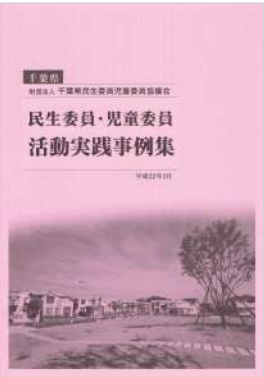
県民児協では、平成 23 年度に県内民生委員 1,545 名を対象（回収数：1,484 件、回収率 96.2%）として各階層別に「活動実態調査」を実施しました。

その中から「新任委員」にご回答いただいた、「①引き継ぎ内容」と「②引き継ぎ物品」、「③推薦時、最低限必要だと思われる説明内容」に関する設問の集計結果をご紹介します。（調査対象の新任委員 218 件のうち、回収数 213 件）

①新任委員が前任者から引き継いだ内容（複数回答）

順位	選 択 肢	割 合
1	担当区域内の要援護者情報や、支援の経緯	71.8%
2	要援護者宅に、新旧委員で訪問し、顔つなぎ	53.5%
3	民生委員活動の範囲や内容、心構え	42.7%
4	災害時における要援護者支援方法等	12.2%
5	何も引き継いでいない	7.0%
5	その他	7.0%
6 位以降	関係機関に新旧委員で訪問し顔つなぎ（4.7%）、無回答（3.8%）	

3 民生委員・児童委員活動実践事例集



県内委員が実際に関わった高齢者・児童・障がい・生活福祉分野に関する 31 の活動事例を掲載しています。

●発行：平成 22 年 3 月／●配付対象：全委員

5 あなたの街の民生委員活動

県内全市町村・全地区（324 地区）で行われている住民向けの民生委員活動を紹介しています。



県民児協 HP にも同内容(平成 25 年 3 月現在・1,773 件掲載)と、全活動一覧を掲載していますので、そちらも是非ご覧ください。

●発行：平成 22 年 3 月／●配付対象：地区 1 冊／●データ：県民児協 HP

4 腕章

登下校の見守りや訪問活動時などに活用できますので、次の方に引き継ぎましょう。

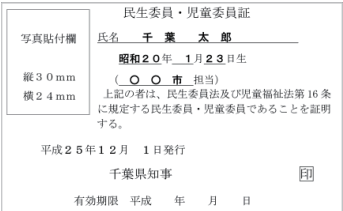


●作成：平成 18 年／●配付対象：全委員

6 徽章と身分証明書

「(通称) 民生委員バッジ」は、厚生労働省から県庁、市町村と経由して全委員に貸与されており、退任する際は市町村に返却する必要があります。男性はタイタック式、女性はピン式です。

また、県知事名（中核市は市長名）で発行されている「民生委員・児童委員証」も市町村に返却する必要があります。



(左)「徽章」●配付時期：委嘱時／●配付対象：全委員、(右)「民生委員・児童委員証」●配付時期：委嘱時／●配付対象：全委員

②新任委員が前任者から引き継いだ物品（複数回答）

順位	選 択 肢	割 合
1	行政・社協・民児協等からの関係資料	69.5%
2	福祉票	68.5%
3	活動記録	56.3%
4	腕章	50.7%
5	民生委員バッジ	44.6%
6 位以降	災害時要援護者台帳 (37.6%)、生活福祉資金借受世帯援助記録票 (31.5%)、災害福祉マップ (21.6%)、その他 (5.2%)、何も引き継いでいない (3.8%)	

③推薦時、最低限必要だと思われる説明内容（複数回答）

順位	選 択 肢	割 合
1	地域での民生委員の役割（活動範囲と頻度）	69.0%
2	民生委員の特徴（守秘義務ほか）	60.1%
3	社協との関わり	45.1%
4	行政との関わり	43.7%
5	民児協の組織	38.0%
6 位以降	個人情報の取り扱い (37.1%)、民生委員が記載する活動記録や福祉票の付け方 (35.2%)、緊急時の相談先、連絡方法について (32.9%) ……	



1 各種名簿・要援護者台帳・災害福祉マップ

行政や社協から提供を受けている、あるいは共有している名簿や台帳は、その活動の実施団体に返却あるいは次の方に引き継ぐ必要があります。ただし、この取り扱いは市町村に応じて異なりますので、不明な場合は市町村民児協事務局に問い合わせましょう。

また、地区民児協や委員個人で整備している名簿や台帳、災害福祉マップなども、個人で判断せず、民児協として引き継ぎ方法を確認するようにしましょう。この時、名簿等に記載される住民の方にも、委員が交代する連絡とあわせて、後任者に引き継いでもよいかどうかの同意を得た方がよい場合もありますのでご注意ください。

2 生活福祉資金借受世帯援助記録票

昭和 20 年代に民生委員が行った世帯更生運動を端緒とする「生活福祉資金貸付制度」。この制度のうち、福祉資金や教育支援資金などでは、民生委員の協力が求められています。

実際に協力が求められる場合、（県社協から）市町村社協を通して、貸付対象者ごとに、決定通知書や記録票などが綴られた（黄色の）ファイルが配付されています。そして、対象者への支援を行う際、ファイル内の記録票に必要事項（世帯の状況や支援記録）などを記載しています。

本制度にかかる書類は、このファイル内にまとめ、引き継ぐようにしましょう。また、基本的には、市町村社協・新旧委員・借受世帯の 4 者で引き継ぎを行うことが望ましいとされています。

3 その他（市町村に応じて異なる）

市町村や地区に応じて、後任者へ引き継いだり、市町村（民児協事務局）へ返却する可能性があるものです。

- 市町村長名の身分証明書
- 生活保護世帯の開始・廃止等の連絡資料
- 緊急連絡通報システム申請書
- 市町村行政の福祉サービス申請書・手引き
- 市町村社協サービスの申請書・手引き
- 民生委員として就任した関係機関の資料（町会・自治会・学校評議員・施設評議員・行政や社協主催の委員会・会議）
- オレンジリボンバッジ（児童虐待防止推進）
- 民児協・関係機関の広報誌・パンフレット

等

全 民 児 連

活動記録

☐

災害時の取り組み

☐

- ① 災害時一人も見逃さない運動 実践の手引
- ② 災害時一人も見逃さない運動 推進状況調査報告書
- ③ 第2次災害時一人も見逃さない運動ハンドブック
- ④ 要援護者支援と災害福祉マップづくり

個人情報の取り扱い

☐

- ① 民生委員・児童委員活動と個人情報
- ② 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点

児童委員活動

☐

- ① 児童委員の手引き
- ② 主任児童委員活動ハンドブック
- ③ 子どもの虐待対応の手引き（改訂版）

ひろば・View

☐

民生委員児童委員必携

☐

県 民 児 協

活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル

☐

福祉票・ケース記録・状況報告の依頼書

☐

民生委員・児童委員 活動実践事例集

☐

腕章

☐

あなたの街の民生委員活動

☐

徽章と身分証明書（返却）

☐

引 き 継 ぎ

～チェックリスト～

P11 から掲載した資料等の引き継ぎチェックリストです。

市町村・地区独自の引き継ぐモノについては、各自で下表にご記入のうえご活用ください。

市 町 村

各種名簿①() ☐

各種名簿②() ☐

各種名簿③() ☐

要援護者台帳 ☐

災害福祉マップ ☐

生活福祉資金借受世帯援助記録票 ☐

() ☐

() ☐

() ☐

() ☐

() ☐

() ☐

() ☐

() ☐

() ☐

() ☐

一 斉 改 選

私の民生委員活動

4 伝えたい 思いがある

皆さんは、民生委員活動にやりがいを感じていますか？

住民の方とお話すること、そっと見守りをする、サロンや配食サービスに協力すること、地域のいろいろな方と一緒に活動すること、住民の笑顔や「ありがとう」の一言など、やりがいは委員個々に異なるものです。

本章では、定年のために次の改選で退任される方や、すでに前回の改選で退任された方に、皆さんへ「伝えたい思い」と題してお話を伺いました。

ここにご紹介する2人は、長年務めた委員活動の中で、やりがいやあるべき民生委員の姿を自分なりに見つけ、地域と向き合ってきました。何か皆さんのやりがいを見つける手助けとなるかもしれません。

皆さんもご自身の活動を振り返り、一度自分なりのやりがいを見つめなおしてみてください。きっと見つかるはずです。

いしい いすず 石井 五十鈴 さん (78)



子どもからのひと言

石井さんが、民生委員に委嘱されたのは44歳、お子さんが中学2年生の時でした。当時、中学校のPTA役員を務めており、校長先生などからの推薦もあって白羽の矢が立ったようです。

もともと、人が好きで世話好きを自認する石井さんですが、「正直、お引き受けするか迷っていました」と、当初家庭との両立に不安を感じていました。

そんな時、子どもから「お母さんが民生委員になったら、僕は悪いことできないね」と言われたそうです。親の背中を見せるというわけではないですが、その何気ない子どもからのひと言が、石井さんの背中を押してくれたようです。

就任当時の高根台は、団地の入居開始から15年近くが経ち、子育て世帯が非常に多く、始終団地内には子どもの声が響き渡っていたといいます。「同世代の住民同士で、一緒に旅行に行ったり、お互い何くれとなく助け合っていました」と、石井さんが話すように、当時を知る方は一同に、入居開始から共に高根台の発展を支えてきた住民同志のつながりは強く、人にも街にも何か一体感のようなものがあり、活気に満ちていたといいます。

そのため、自治会とのつながりも強く、「自治会に入る情報は民生委員にもきちんと伝えてくれますし、住民から自治会に相談ごとの連絡が入ると、『民

船橋市高根台地区 元民生委員
高根台たすけあいの会 元事務局長

昭和 10 年、東京都田端に 7 人兄妹の末っ娘として生まれる。昭和 37 年、船橋市高根台団地の入居開始に伴い、同地区に移住。

昭和 53 年の一斉改選を期に民生委員に委嘱され、退任する平成 22 年までの 30 年間民生委員を務める。また、長年高根台地区副会長を務めた。

その他、平成 4 年に設立した住民互助組織「高根台たすけあいの会」創設メンバーとして、長年同会の事務局長を務めた。（詳細は次頁下段参照）

取材日：平成 24 年 11 月 28 日（水） 県民児協事務局

地域を良くしたいなんて
考えられなかった。
人が好き。
目の前の困っている人を
助けてあげたい。
ただ、その気持ちだけで
民生委員を務めてきました。
振り返れば、
たくさんの仲間がいました。

生委員の石井さんに相談してみなよ』といった具合に話をつないでくれました」と、周囲の協力があつたことも長く続けてこられた理由として挙げます。

そうはいつでも、「就任当時は、何をすればいいのかわかりませんでした」とは石井さん。民生委員については、群馬県に住む叔母が、戦前に方面委員をやっていたので名前は知っていたようですが、手探りからのスタートでした。" 民生委員だから " とか " 地域のために " なんてことは、当時はとても考えられず、ただ目の前の人を助けてあげたいと夢中になっていたといいます。石井さんには、その頃に関わった忘れられないエピソードがあります。それは、民生委員になって 1 年ほどたった頃のお話です。

目の前の方に寄り添う

石井さんの担当区域は、都市再生機構が管理する団地群の一帯で、担当世帯数はおよそ 300 世帯。

その中に、当時 80 歳の一人暮らしの女性がいました。その方には、40 歳過ぎの息子さんがいましたが、出稼ぎに行ってくると言って出て行ったきり音沙汰もなく、その女性は仕送りがなかったために日々食べるものにも困っている状況だったようです。

当時、民生委員になり立ての石井さんは、その方の手助けをしたい一心で、定期的に訪問しては家の中の手伝いをしたり、どうにも困った時には食べ物を持って行ったりもしていました。

ただ、そうした支援が解決にはつながらないので、長く続けることはできないとわかっていたので、市役所に生活保護の受給について 2 人で相談しに行くことにしました。

しかし、市役所の担当窓口（当時・厚生課）へ相談に行ったものの、初めは全然埒があきませんでした。業を煮やした石井さんは、市役所の担当者に「明日食べるものにも困っているのに何を言ってるの！きちんと対応してくれるまで、市役所の前に布団を持ってきて 2 人で寝ますからね！ と啖呵をきったんです」と、苦笑いしながら当時を振り返ります。

そうしたら、石井さんの本気度が伝わったのか、担当の方も本腰を入れて対応してくれ、後日息子さんの居場所まで調査してくれました。結局、息子さんは群馬県大田市にいたことがわかったので、連絡を取り、高根台に戻ってきてもらうことになりました。その後、その女性も生活保護を受給することができ、生活も落ち着きました、というお話です。

(次頁へ続く)



団地の造成当時から高根台を見守る、高根公団駅前の大銀杏の樹。その奥には、現在都市再生機構が進める団地再開発の様子が望める。

本来であれば、民生委員はその方の住居に入るべきではありませんし、物品の提供も控えるべきです。ただ、当時は今よりもずっと近所との垣根が低く、その方との間には信頼関係が築けていました。

その後、地区副会長を務めるようになった石井さんは、そういった場合の対応方法や、何よりもまず仲間に相談することの大切さを後輩委員の皆さんにお話ししていたようです。

30 年も民生委員をやっていると、いろいろな出来事があったという石井さんですが、一人の民生委員にできることといったら、目の前の困っている方に寄り添うことくらいだったといいます。

「よく行政などが出すお知らせを、住民の方に届ける機会があります。その時、笑顔で、ひと言声を添えるだけで、無機質な紙の通知を暖かなものに変えることができると思うんです。届けたその方が、少しでも『頑張ろう』という気持ちを持ってもらえるかもしれません。難しく考えず、目の前にいる困っている方の気持ちを受け止めて、背中にそっと手を添えて、そして少しその背中を押してあげる、それだけで十分だと思います」

出合いを楽しみ、縁を育む

民生委員を務めるうえで、大切なこととお聞きすると「第一に考えてほしいのは、自身と家族の健康

です。それを犠牲にしてまで行う必要はないと思っています」と、委員活動には家族の支えと理解があってこそだと話します。石井さんのところでは、「私の帰りが遅い時には、必ず主人がカレーを作ってくれて待っています（笑）」とのことでした。

もし、その心配がなく、少しでも心にゆとりがあるのなら、とりあえず続けてみるといういろいろな出合いがあるといいます。「地域の状況が見えてきて、顔見知りも増えてくると、悪いことはできないと思う反面、活動は今よりもっとしやすくなると思いますし、やりがいも出てくるものです」

石井さんが続けてこられたのは、ともに地域を歩んできた仲間の存在も大きかったようです。民児協はもちろん、高根台たすけあいの会（下記参照）の仲間、そして長年民生委員として関わりをもった地域住民の皆さんとの縁の一つひとつが、石井さんの心をほっこりと暖め、これまでの活動、そしてこれからの活動を支えてくれる大切な財産なんだと、つくづく感じているようです。

最後に、「これからも、この縁を大切に頑張っていきたいと思っています。皆さんも、縁があつて就任した民生委員です。出合いを楽しみ、縁を大切にしてください。きっと、皆さんを待っている方がいるはずですよ」と話してくれました。

高根台団地とたすけあいの会

●人口：10,577 人／●世帯数：5,505 世帯／●65 歳以上の人口：3,483 人／●高齢化率：32.9%／●民生委員数：19 名（うち主任児童委員 1 名）●平成 25 年 3 月 1 日現在 ●データ協力：船橋市民児協

高根台団地は、都市再生機構（当時：日本住宅公団）による造成後、昭和 37 年から入居が開始された戸数 4,650 戸を擁する大規模団地です。新京成線・高根公団駅を中心に、都市再生機構の団地群や分譲住宅が立ち並び、現在は同機構による再開発が進んでいます。

団地の入居開始から 30 年を経た平成 4 年 5 月、団地居住者の高齢化が顕著となってきたことを受けて、民生委員や自治会が中心となって、家事援助を行う「高根台たすけあいの会」という住民互助組織

を船橋市で初めて結成しました。

その後も活動の幅を広げ、高齢者の居場所づくりにと、食事会や茶話会、ティールーム「きんもくせい」をはじめ、住民向け広報紙の発行などを行ってきましたが、惜しまれながらも平成 23 年 3 月に担い手の高齢化を理由に解散しました。

しかし、その後、多くの地域住民から再開を望む声があり、平成 25 年 4 月を目標に、新たな家事援助組織「ささえっこ高根台」の設立に向け、現在準備を進めています。

としば さだお
小柴 貞雄 さん (74)



天羽地区民児協会長・富津市民児協会長

昭和 13 年、富津市高溝に 6 人兄弟の四男として生まれる。昭和 32 年に天羽高校卒業後、サラリーマンとして営業畑で約 30 年勤める。

平成 4 年の一斉改選時（55 歳）に、民生委員に委嘱され、平成 15 年から天羽地区会長を務める。その他、現在は富津市民児協会長、県民児協理事等を務めている。平成 25 年 11 月末日をもって 21 年に渡る委員活動を終える（予定）。

（天羽地区）●人口：12,520 人／●世帯数：5,085 世帯／●65 歳以上の人口：4,560 人／●高齢化率：36.4％／●民生委員数：33 名（うち主任児童委員 2 名）／●平成 24 年 9 月現在／●データ協力：富津市民児協

取材日：平成 24 年 12 月 6 日（木） 県民児協事務局

サラリーマン時代、
地域を振り返ることはなかった。
民生委員に委嘱され、
あらためて
気づいたことがたくさんある。
地域を想う住民や仲間、
地域を彩る四季折々の草花。
その出会い一つひとつが、
かけがえのないものに感じる。

天羽地区というところ

富津市南部に位置し、市内有数の漁港である浜金谷と上総湊を持つ天羽地区。その区域は、JR内房線の上総湊、竹岡、浜金谷の 3 駅に跨り、東は君津市、南は鋸南町と鴨川市に接する広域なエリアです。

また、地区内には、東京湾フェリー乗り場や鋸山をはじめ、竹岡ラーメン（発祥の地）、マザー牧場、鹿野山など、観光資源が豊富なおところでもあります。

JR内房線と平行して走る国道 127 号線沿いには、商店や住宅、漁港関係の施設等が軒を連ねる一方、君津市方面へつながる山沿いの道を辿ると、小

規模集落が点在しています。

小柴さんの担当区域も、そうした山間部のうち、
高溝・^{たかみぞ}宇藤原・^{うとばら}田倉という、最も君津市寄りの 3 地区を受け持っています。区域内人口は、107 世帯 323 名、そのうち 65 歳以上の高齢者数は 126 名おり、高齢化率 39%という状況です。（平成 24 年 9 月現在）

民生委員であること

小柴さんが、民生委員の委嘱を受けたのは今から 20 年前の 55 歳、まだ会社勤めをしている頃のことです。昔から、現任者が辞めた際は、（先に挙げた）3 地区が順番に民生委員を務めており、そのお鉢が小柴さんの住む高溝に回ってきたというのがきっかけのようです。

それまで、30 年に及ぶサラリーマン人生で、地域にいるのは朝と夜だけ。あらためて、自分の住む地域を振り返ったこともなく、福祉に関する知識も経験もない中でのスタートだったといいます。

その頃は、まだ旧来のつながりが色濃く残っていました。区域内の高齢化率も低く、多くの世帯が複数世代で住んでおり、住民同士の行き来も多かったといいます。住民同士は、みな顔見知りで、区域内の世帯状況に変化があったとしても、情報が入りやすい環境が整っていたため、新任委員として特段大変だと感じたことはなかったようです。

（次頁へ続く）

しかし、現在は、高齢化や世帯構成の変化から、住民を見守る体制や集える「場」を意図的に提供していかなければ、情報を把握することが難しくなっています。そのため、民生委員も地区社協が展開する（安否確認を兼ねた）給食サービスや、広報誌の発行、高齢者と小中学生との交流会などの活動に参加する機会が増えています。

それまで個別の相談・自立支援に軸足を置いていた民生委員活動が、最近では関係機関、特に地区社協事業への参加・協力が増えてきたことで、民生委員の役割や立場がわかりづらいものになっているといいます。さらに、市民児協事務局も市社協にあるため、その活動が社協と民生委員どちらの活動なのかを線引きすることが難しいようです。

この点について、小柴さんは「民生委員と社協は全くの別団体です。協力し合うことは当然のことですが、守秘義務を課せられている民生委員が本来行うべきことは、やはり個別援助であり見守り活動です。その一助とするために、地区社協の活動へ積極的に参加するわけです」と、機会があるたびに皆さんへ話しています。

これは、民生委員側がその順序と線引きをきちんとしておかないと、住民からは社協協力員との違いもわからず、守秘義務をもとに相談してもらい、その相談に応じるといった、本来行うべき活動が疎かになってしまうことを懸念してのことです。

あれもこれも民生委員が行うのではなく、守秘義務のある民生委員だからこそできる活動について、まず考えていくことが必要なのかもしれません。

昔と今では、委員同士のつながりの持ち方も、少し変わってきているようです。

話をしやすい環境づくり

小柴さんが委嘱を受けた当時は、定例会が終わった後に必ずとっていいほど、みんなで飲み会を開き、胸襟を開いて、いろいろな話をしたようです。

それまで知らなかった地域のことや民生委員活動のこと、委員仲間のことなど、多くのことを学ぶ場でもありました。こうした場が、お互い気軽に話す

ことができ、地区民児協にすんなりとなじめる環境づくりにひと役買っていたようです。

小柴さんは、活動しやすい環境づくりに取り組むには、性格が合う合わないは別にして、話す機会を持ち、顔をあわせて会話すること、そして話しやすい環境を整えることが何より大切だといいます。

一見、活動には無関係な世間話がお互いの人間性を理解し、その後の信頼関係を築いていくことに役立つたりするものです。委員仲間や関係機関の職員、社協協力員、住民……顔と顔をあわせた人間関係ができていれば、ゆっくりとでも確かに前へ進んでいくものだというのが、小柴さんが長年の経験で得た信条でもあります。

地域を想う

当初、生まれ育った地域での活動とはいっても、未経験の世界へ飛び込むことに、やはり一抹の不安はあったと当時を振り返ります。

実際は、周囲の環境が整っていたこともあり、その不安は杞憂に終わりましたが、民生委員活動を始めてみて、とある感慨を覚えたといいます。

「見守り訪問などで地域を回っていると、幼少期の頃の記憶が懐かしく思い出されたり、これまでは素通りしていた路傍の草花にも目が向くようになりました」

長年、自分と家族が生活し、一番自然体でいられる場とあらためて向き合ってみると、それまで当たり前のように感じていたもの一つひとつが、何かかけがえのない大切なものを感じられるようになったといいます。

そして、委員仲間についても、「民生委員になれば、絶対に出会うことがなかったはずの方達が、今では信頼する相談相手となっています」と、自分の人生を豊かにしてくれたその縁の不可思議さに思いを馳せていました。

小柴さんは、「そういうことを感じる歳になったということかな」と、笑いながら話してくれましたが、就任当時から変わらないその想いは、活動への姿勢として現れてくるものかもしれません。

そこには、民生委員だからと気負う姿はなく、ともに地域に住むいち住民として地域と向きあい、感謝の気持ちを持ち続けてきたことが、小柴さんが長年続けてこられた理由であり、本来民生委員として心がけるべきことなのかもしれません。

そして、最後に「意識的にでも人やモノと出会うことの楽しさや、好奇心をもつように心がけるだけで、より充実した民生委員活動をおくれると思いますよ」と話してくれました。

それは、これまでの小柴さんの活動を支え、常に心に留めていたというサミュエル・ウルマンの詩の一節（下枠）からも窺えます。

小柴さんを支える



「青春」の一節
サミュエル・ウルマン
訳・岡田 義夫

人は信念と共に若く、疑惑と共に老ゆる
人は自信と共に若く、恐怖と共に老ゆる
希望ある限り若く、失望と共に老い朽ちる

活動実態調査結果（抜粋）

「やりがい」に関する活動実態調査の結果です（調査概要はP14下段参照）。下表は、全階層（会長・中堅・新任・主任児童委員）の回答結果を合算して出した割合と、その順位です。（調査対象 1,545 件のうち、回収数 1,484 件）

①民生委員活動のやりがい

順位	選 択 肢	割 合
1	どちらかといえば、やりがいを感じる	56.4%
2	とてもやりがいを感じる	13.9%
3	どちらかといえば、負担に感じる	13.5%
4	どちらとも言えない	10.8%
5	無回答	3.0%

②やりがいの内容（複数回答）

順位	選 択 肢	割 合
1	活動を通じて、地域や関係団体のことを知ることができた	41.8%
2	活動を通じて、仲間ができた	40.2%
3	活動を通じて自分自身が成長できた	38.9%
4	地域福祉活動の推進に貢献できた	38.8%
5	これまでお世話になった地域への恩返し	38.4%
6位以降	困っている人を助けることができた（24.0%）、住民や相談に来た人から感謝やねぎらいの言葉をかけてもらった（21.1%）……	

③家族の理解

順位	選 択 肢	割 合
1	得られている	69.5%
2	どちらかといえば、得られている	27.0%
3	どちらかといえば、得られていない	1.7%
4	無回答	1.3%
5	得られていない	0.5%

④民生委員を続けたいか

順位	選 択 肢	割 合
1	どちらかといえば、続けたい	29.8%
2	どちらかといえば、続けたくない	20.4%
3	続けたい	19.8%
4	どちらともいえない	19.3%
5	続けたくない	8.0%

※無回答：2.7%

トピックス

流山市で、合同事例検討会を開催！

平成 24 年 6 月、流山市東深井中学校区と南部中学校区が合同で定例会＆事例検討会を開催。

2 地区の委員が半々となるように班を編成し、ひだまり第 2 号の事例を使って、約 1 時間ほど事例を検討した後、班別発表を行いました。

参加者の方からは、合同で行う定例会や事例検討等について、有意義な時間だったと好評のようでした。皆さんも、少し気分をかえて、他地区と合同で定例会や事例検討の場を持ってみてはどうでしょうか？



ひとつの班は 7・8 名で構成。6 班それぞれが、第 2 号の 3 事例のうち、好きな事例を選択し検討を行った。

編集後記

第 4 号では、「一斉改選を考える」をテーマに特集しました。

「2. 一斉改選～推薦・諸要件～」と「3. 引き継ぐモノ・コト」では、あらためて確認しておきたい推薦要件や委員誕生までの流れ、引き継ぐ物品等をご紹介します。

また、「1. 60 分でできる実践活動検討」や「4. 伝えたい思いがある」では、民生委員の存在や役割、立ち位置などについて考えていただくものを掲載しました。この改選を機に、あらためて委員個々で見つめなおし、ぜひ皆さんで一度話し合う場を持ってみてください。

平成 25 年度は、年 1・2 回の発行を予定していますが、詳細な発行時期については未定です。決まり次第、当会ホームページなどでお知らせいたします。

発行日 / 平成 25 年 3 月 29 日

発行人 / 財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 会長 大野 トシ子

発行所 / 財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター
電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyo.or.jp

作 成 / 財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会・合同会社 泉恵造研修企画工房
(企画・編集・デザイン・原稿執筆) (企画・編集・事例の原稿執筆)

その他 / 当会会員以外の方が複製等使用される際は、事前にお申し出ください。

本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用しています。

